

まちづくり基本条例について（２）

市では、市民の皆さんとの「協働」によるまちづくりを目指すため、「まちづくり基本条例」の制定に取り組んできました。条例案は、本年 10 月に市議会において可決・成立し、来年 1 月 1 日の施行を予定しています。

まちづくり基本条例の内容について市民の皆様にお伝えするため、第 2 回目をお知らせします。今回は、条例のポイントについてです。



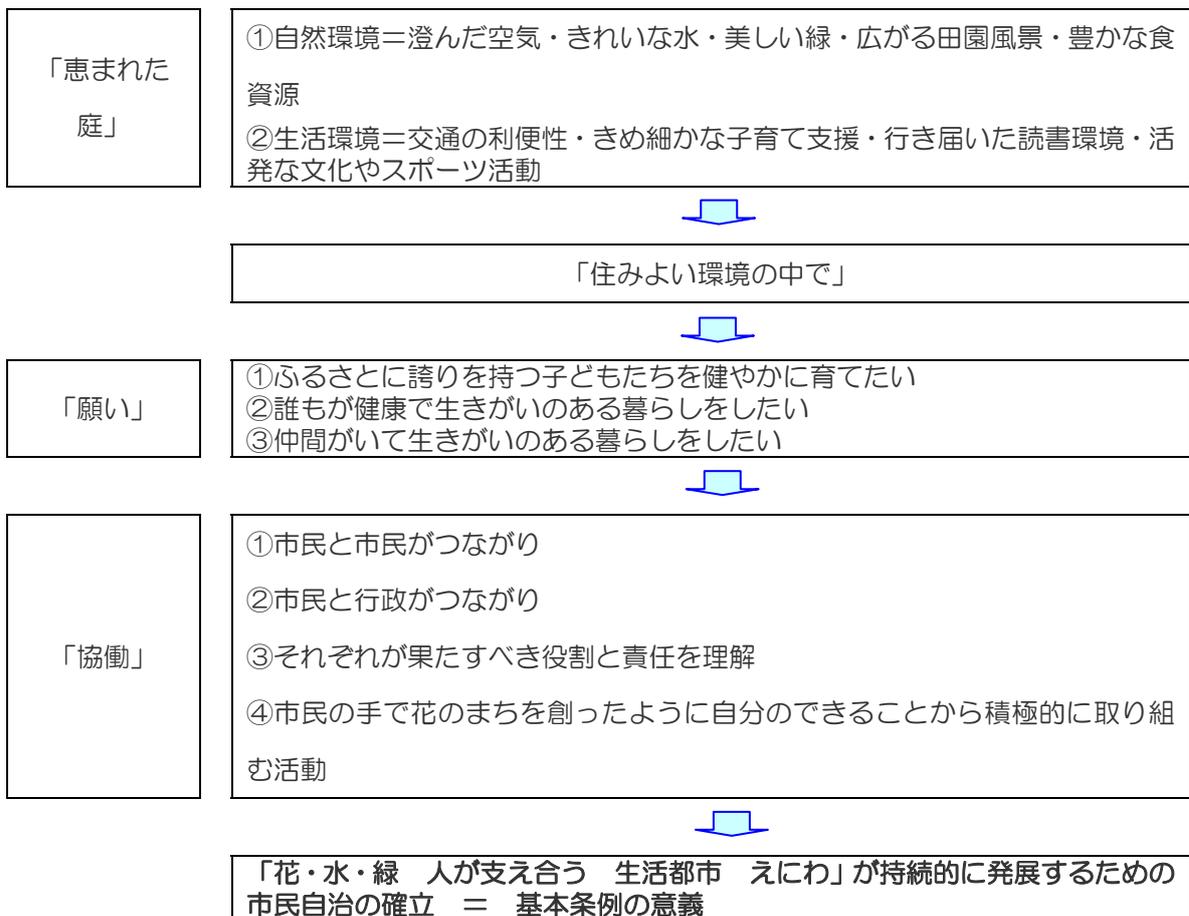
<まちづくり基本条例が目指すもの～前文～>

条例の趣旨は、条文の前にある「前文」で表現されています。

前文では、恵庭の地名である「恵まれた庭」をキーワードに、市民の願いを実現する手段として、「協働」によるまちづくりを目指すことを明らかにしています。

【前文のイメージ】

キーワード



＜条例の構成＞

条例は全 9 章・30 条で構成されています。

【条例の構成】

- 第1章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第2章 市民（第 5 条・第 6 条）
- 第3章 議会及び議員（第 7 条・第 8 条）
- 第4章 市長、執行機関及び職員（第 9 条～第 11 条）
- 第5章 協働のまちづくり（第 12 条～第 16 条）
- 第6章 情報の共有（第 17 条～第 20 条）
- 第7章 行政運営（第 21 条～第 28 条）
- 第8章 国、北海道及び他の市町村との連携（第 29 条）
- 第9章 条例の見直し（第 30 条）

＜恵庭市のまちづくり基本条例の特徴＞

全国の市町村が「まちづくり基本条例」を制定しており、恵庭市の条例も他市町村とほぼ同様の内容となっていますが、恵庭市の特徴は下記のとおりとなっています。



(1)他の市町村では「前文」にその市町村の歴史的な流れを記述されているのが多いですが、恵庭市の条例は市民憲章の精神のもと、恵庭が持続的に発展するための市民自治について記載していること。

(2)「参加」のみならず「参画」する権利を明確にすることにより市民と一体となったまちづくりを目指していること。

【参加と参画】

この条例では、市民の皆さんがまちづくりに関わることを「参画」ととらえ、市民の権利であるとしています。「参画」とは、政策の立案段階から市民の皆さんに加わっていただきたいとの思いがこもっています。ただし、最初から「参画」というのは難しいかもしれません。まずは加わっていただくという「参加」から、まちづくりに関わっていただけるような環境整備を行っていく中で「参画」に結び付けていければと考えています。

(3) コミュニティの規定をおいたこと、また町内会などの「地域コミュニティ」がまちづくりに重要な役割を担っていることを明らかにしたこと。

【コミュニティとは】

特定の目的をもって活動している集まりをいい、例として町内会、老人クラブ、PTA などの地縁による集まりをはじめ、共通の趣味を通じた集まりや NPO などの市民活動団体があります。



この条例では、これらのコミュニティ活動を大切にするとともに、地域でのコミュニティの代表である町内会について、その重要性を明らかにしています。

(4) 職員の職務に対する姿勢を明らかにしたこと。

(5) 条例の見直しについて市民が参画する委員会を設置して行うことにしたこと。

 次回は条文の内容についてお知らせします。